

障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

1. 情報アクセシビリティの向上

(1) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に係る取組

障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するには、情報へのアクセシビリティの向上やコミュニケーション手段の充実が不可欠であり、より一層の施策の推進が求められる。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策に関し、基本理念や施策の基本となる事項を定めている。具体的には、障害者の情報取得にかかる機器・サービス等の助成、防災・防犯及び緊急通報の迅速な情報取得のための体制整備、意思疎通支援者の養成・確保・資質向上などの施策の推進が定められている。

「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月閣議決定）には、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」に係る施策が盛り込まれており、2024年度の取組については、2025年10月に障害者政策委員会で議論されている。

(2) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第11条第3項に定める「協議の場」の2025年度における取組

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」においては、「障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上」に関する「協議の場」を設けることとされている。「協議の場」には、視覚障害や聴覚障害のある人などの障害当事者団体のほか、情報取得等に資する機器開発等を行う事業者や関係団体、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省が参集し、情報共有や意見交換等を行っている。2025年度は、同年8月と10月に開催された。8月には、アメリカのAmazon.com.Incからアクセシビリティの向上に向けた取組のヒアリングを実施し、10月には、知的障害や発達障害のある方に係る医療分野等での情報機器の取組のヒアリング、2024年度の施策の実施状況についての報告と意見交換を行った。

(3) 総合的な支援

厚生労働省では「障害者総合支援法」に基づき、障害のある人の情報通信技術（ICT）の利用・活用の機会の拡大を図るため、ICT関連施策の総合サービス拠点となるICTサポートセンターを、2025年度末現在42都道府県、8指定都市で運営している。このほか、パソコンボランティア養成・派遣等の取組を支援している。

総務省では「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、デジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となることで、誰もが豊かな人生を送ることができる「デジタル活用共生社会」の実現を目指すべきであるとした「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」を2019年4月に公表した。この報告に基づき、「情報アクセシビリティ好事例」の募集公表による企業等の情報アクセシビリティ確保を促進する取組や、情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービス、これらの開発を促進するためのデータベース（情報アクセシビリティ支援ナビ（Act-navi））による障害関連情

報の提供をそれぞれ推進している。

(4) 障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発

情報通信の活用によるメリットを十分に享受するためには、障害のある人を含め誰もが、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要がある。

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発は、その公益性・社会的有用性が極めて高い一方、収益性の低い分野であることから、国立研究機関等における研究開発の推進や体制整備等、民間事業者等が行う研究開発に対する支援が重要である。

(5) 情報アクセシビリティに関する標準化の推進

情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」（JIS X8341シリーズ）を制定している。具体的には「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」、「ウェブコンテンツ」、「電気通信機器」、「事務機器」、「対話ソフトウェア」及び「アクセシビリティ設定」について制定している。なお、2024年に「共通指針」のJISを、2025年に「電気通信機器」のJISを改正している。

また、国内の規格開発と並行し、国際的な情報アクセシビリティのガイドライン共通化を図るため、JIS X8341シリーズのうち、「パーソナルコンピュータ」、「電気通信機器」、「事務機器」及び「アクセシビリティ設定」について国際標準化機構（ISO）等へ国際標準化提案を行い、それぞれ国際規格が制定されている。

なお、これらの情報通信機器等のアクセシビリティを含む情報技術に関する国際規格は国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）の合同専門委員会（JTC 1）で作成しており、我が国としても、引き続き国際標準化の議論に参画していく。

(6) ホームページ等のバリアフリー化の推進

各府省庁は、障害のある人や高齢者を含めた全ての人々が利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本産業規格（JIS X8341-3）を踏まえ、ホームページにおける行政情報の電子的提供の充実に努めている。

総務省では、公的機関がウェブアクセシビリティ（障害のある人や高齢者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を策定し、ウェブアクセシビリティの確保・向上に取り組んでいる。2025年度は、本ガイドラインの周知啓発を行うとともに、公的機関のウェブアクセシビリティに係る取組の実施状況等を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。

デジタル庁では、2025年10月までに「ユーザビリティガイドライン」、「ウェブアクセシビリティ広報向けガイドブック」等を策定し、既に公開済みであった「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」と併せて、デジタル社会推進標準ガイドライン群として公開した。また、行政機関のウェブサイトが様々な人にとって使いやすい状態で提供されることを促すため、アクセシビリティ等に配慮したデザインを実践するための仕組みである「デジタル庁デザインシステム」ベータ版を、データ等の再利用性を高めるため、2024年5月にウェブサイト化して公開し、随時更新している。

2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

(1) 電子投票の実施の促進

電磁的記録式投票機（いわゆる電子投票機）を用いた電子投票は、自書が困難な選挙人の投票を容易とすることが可能である。我が国では、2002年2月より、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することが認められている。

総務省は、2020年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件の見直しを行った。2024年12月に汎用機を用いた電子投票が実施されたところであり、引き続き、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいる。

(2) テレワークの推進

テレワークは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、障害のある人の就業機会の拡大にも寄与するものと期待されている。

国においては、テレワークが様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係府省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

厚生労働省においては、障害のある人のためのテレワークに関する無料相談窓口（企業向け）を設置しており、専門アドバイザーによる相談支援や各種セミナーの実施、ウェブサイトを通じてた好事例の周知等の取組を通じて、障害のある人のテレワークを推進している。

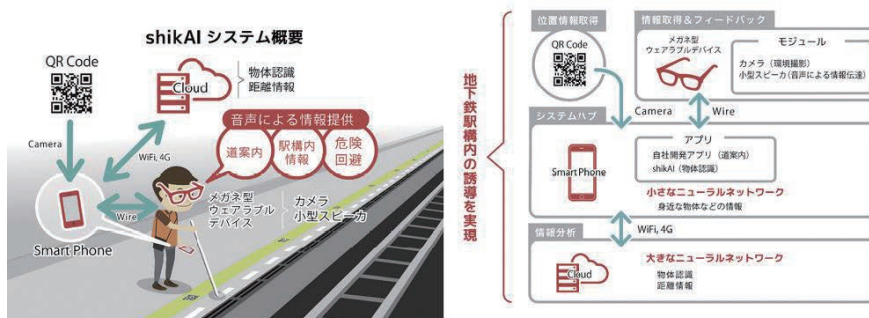
3. 情報提供の充実

(1) 情報提供に係る研究開発の推進

総務省では、障害のある人や高齢者向けの通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT機器・サービスの研究開発を行う者に対する支援のほか、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じて、身体障害のある人のための通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対する助成、情報提供を実施している。

■ 図表 5-11 研究開発の事例（駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービス）

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避などを実現する。



資料：総務省

(2) 情報提供体制の整備

ア 情報ネットワークの整備

厚生労働省において、在宅の身体に障害のある人もあまねく高度情報通信技術の恵沢を享受することを目的に、各団体が実施する以下の取組に対する支援を実施している。

- ① 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合においてネットワークを利用し、新聞情報等を即時に全国の点字図書館等で点字データにより受信でき、かつ、視覚障害のある人が自宅にいながらにしてウェブ上で情報を得られる「点字ニュース即時提供事業」
- ② 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営されている視覚障害者等用情報総合ネットワーク「サピエ」により、点字・録音図書情報等の提供
- ③ 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が運営している「障害者情報ネットワーク（ノーマネット）」において、障害のある人の社会参加に役立つ各種情報の収集・提供と、情報交換の支援や、国内外の障害保健福祉研究情報を収集・蓄積し、インターネットで提供する「障害保健福祉研究情報システム」

イ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

2019年6月に、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする「読書バリアフリー法」が議員立法により成立・施行された。

2024年度は、2020年度から5年間を計画期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本計画」（以下本章では「基本計画」という。）の第一期の最終年度であることから、「基本計画」（第二期）の策定に向け、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」（以下本章では「関係者協議会」という。）において意見聴取や協議等を行い、パブリックコメントを経て、2025年3月に、「基本計画」（第二期）を策定した。

2025年度は、「基本計画」（第二期）に基づき、図書館等における、視覚障害のある人等が利用しやすい点字図書等の書籍の効率的な製作に向けた実証調査を、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の3省合同で行った。また、関係者協議会を開催し、「基本計画」（第二期）から新たに設けた基本的施策に関する指標を基に、現在の施策の進捗状況を確認するなど、読書バリアフリーの着実な推進を図るための協議を行った。

ウ 政府広報における情報提供

内閣府では、視覚に障害がある人等が、円滑に必要な情報を取得し、利用することができるよう、政府の重要施策等の情報を分かりやすくまとめた音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行（年6回、各号約4,000部）している。「明日への声」及び「ふれあいらしんばん」はそれぞれ全国の視覚障害者情報提供施設、日本視覚障害者団体連合、特別支援学校、公立図書館（都道府県、政令市、中核市、特別区立等）、地方公共団体等に配布（約3,000か所）している。



音声広報CD「明日への声」
資料：内閣府



点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」
資料：内閣府

エ 字幕付きビデオ及び点字版パンフレット等の作成

法務省では、犯罪被害者やその家族、一般の人々に対し、検察庁における犯罪被害者の保護・支援のための制度について分かりやすく説明したDVD「あなたの声を聴かせてください」を作成し、全国の検察庁に配布するとともに、YouTube法務省チャンネルで配信している。動画は、全編に字幕を付けるなど、聴覚障害のある人も利用できるようにしている。

また、犯罪被害者等向けパンフレットの日本語版に音声コードを導入しているほか、点字版を作成し、全国の検察庁、点字図書館等へ配布を行っている。

法務省では、2024年度に民間事業者を主な対象として、障害を理由とする偏見や差別の解消に向けた取組の重要性について理解を深めることを目的とした啓発動画を作成し、全国の法務局・地方法務局において貸出しを行っている。

なお、各種人権課題に関する啓発動画は、字幕付動画も併せて作成するとともに、啓発冊子等に、音声コードを導入し、聴覚や視覚に障害のある人も利用できるようにしている。

TOPICS (トピックス) (8)

／文部科学省

りんごプロジェクト (NPO法人ピープルデザイン研究所) ～すべての人に読書の楽しみを～

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

「りんごの棚」は、スウェーデンで広まり、体系化された、様々な形式のアクセシブルな書籍等（※）を一度に体験できる場であり、読書バリアフリーの推進や障害理解に資するものである。「りんごプロジェクト」は、2019年の「超福祉の学校プロジェクト」（特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所主催、文部科学省共催）をきっかけに、障害の有無にかかわらず、誰もが自分に合った読書の形を見つけ、自分らしい学びを生涯にわたって継続できる社会の実現を目指し、「りんごの棚」の活用等を通じて読書バリアフリーの普及啓発を進める取組であり、2020年から活動を開始している。

これまでの貢献が評価され、「令和7年度バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰」にて、内閣府特命担当大臣表彰優良賞を受賞した。

（※）アクセシブルな書籍等：視覚障害者等が利用しやすい書籍

例）点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等



「りんごプロジェクト」ロゴ



バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰式における展示の様子

○「りんごプロジェクト」の取組

「りんごプロジェクト」では、全国各地の学校や図書館で、アクセシブルな書籍等の体験会や出前授業、研修会等を開催している。

出前授業では、小・中・高校や特別支援学校において、「読書のバリアフリーとは？」をテーマに、読書の多様性を学ぶ授業を実施しており、実施校の学校図書館における「りんごの棚」の新設につながった事例もある。知的障害者が通う特別支援学校での出前授業に参加した生徒からは、「字が大きくて読みやすい本があることを初めて知った」「写真が多くわかりやすかった」といった感想が聞かれるなど、自分に合ったアクセシブルな書籍等があることを初めて知り、興味を持つ様子が見られた。



「りんごプロジェクト」のイベントでの展示・体験会の様子



神奈川県横浜市立大道小学校に設置されている「りんごの棚」



埼玉県八潮市大瀬小学校での出前授業の様子

○成果や今後の展開について

「りんごプロジェクト」の活動は、各地での読書バリアフリーを進める貴重な取組となっている。障害の有無にかかわらず誰もが文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に向け、政府としても、民間団体等と連携しながら、読書バリアフリーの更なる推進に向け、様々な施策を講じていく。

資料：NPO法人ピープルデザイン研究所

(3) 字幕放送、解説放送、手話放送等の推進

視聴覚障害のある人等が、テレビジョン放送を通じて情報を取得する上で、字幕放送、解説放送、手話放送等の普及は重要な課題であり、「放送法」(昭和25年法律第132号)では、字幕番組及び解説番組をできる限り多く放送する努力義務を放送事業者に課している。

総務省では、2027年度までの字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定している。本指針に基づき、各放送事業者は字幕放送等の普及に取り組んでいる。同指針の対象番組に対する字幕放送の実績は、令和6年度においても、日本放送協会(NHK)総合テレビジョン(NHK放送センター)及び在京キー5局等では100%を達成した。

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)を通じて字幕番組等の制作費や生放送番組への字幕付与設備の整備費の一部助成も行っている。生放送番組については、字幕付与に多くの人手とコストがかかり、特殊な技能を有する人材等を要することから、特にローカル局等において普及が進んでいない。深夜・早朝に災害が発生した場合には、人員の参集に時間がかかるため、緊急速報等に対する迅速な字幕付与が困難であることも課題となっている。このような課題への対応として、最先端の技術を活用した、生放送番組への字幕付与システムについても上記助成事業の対象とし、設備の導入を促している。

CMについても、字幕付きCM普及推進協議会(公益社団法人日本アドバイザーズ協会、一般社団法人日本広告業協会、一般社団法人日本民間放送連盟の3団体で構成)が策定した「字幕付きCM普及推進に向けたロードマップ」に基づき、字幕付きCMの放送枠を増やす取組が行われている。

厚生労働省では、聴覚障害のある人のために、字幕(手話)入り映像ライブラリーや手話普及のための教材の制作・貸出し、手話通訳者等の派遣、情報機器の貸出し等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その支援を促進している。



聴覚障害者情報提供施設(聴力障害者情報文化センター):
手話入り映像の撮影

(4) 国政選挙における配慮

国政選挙においては、「公職選挙法」(昭和25年法律第100号)により、物理的に投票所まで行くことが困難な重度障害者や要介護5の方が郵便等投票の対象となっており、代理記載制度も設けられている。また、障害のある人が投票を行うための必要な配慮として、点字による候補者名簿等の投票所等への備付け、投票用紙に点字で選挙の種類を示す取組、点字又は音声による「選挙のお知らせ版」や「国民審査のお知らせ版」の配布、選挙公報の音声読上げ対応データのホームページへの掲載、投票所における点字器の備付け等を行っている。くわえて、各選挙管理委員会における代理投票の際の投票の秘密に配慮した意思確認の方法などの事例を取りまとめた「代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について」(平成30年12月14日付け総行管第358号)、各選挙管理委員会における投票所における取組事例を取りまとめた「障害のある方に配慮した選挙事務の事例について」(令和5年1月30日付け総行管第75号)を発出し、各選挙管理

委員会に対し、選挙の際には、本資料を参照しつつ、障害のある方に配慮した取組を実施するよう周知した。

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙及び令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙においては、上記の取組について改めて各選挙管理委員会に周知したほか、視覚障害者向け選挙啓発物資として点字パンフレット及び音声CDを総務省において作成し、各都道府県選挙管理委員会に対して対象者の方への配布及び公共施設への備え付け等を依頼した。また、政見放送における取組として、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙及び都道府県知事選挙にあっては手話通訳を、参議院比例代表選出議員選挙にあっては手話通訳及び字幕を、それぞれ付与することができることとしている。また、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙にあっては、政見放送として一定の要件の下、政党又は候補者が作成したビデオを放送することができ（いわゆる「持込みビデオ方式」）、政党又は候補者の判断により手話通訳や字幕を付与することができることとしている。

4. コミュニケーション支援体制の充実

(1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

「障害者総合支援法」に基づき、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の派遣等による支援を行う意思疎通支援事業や、手話通訳者等の養成研修等が実施されている。

各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための手話通訳及びルビを付した字幕入りの映像の活用や手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思伝達を困難とする人とのコミュニケーションを円滑にするため、協力団体と共に開発し、提供を受けた「コミュニケーション支援ボード」を、全国の交番、パトカー等に配備し、活用している。

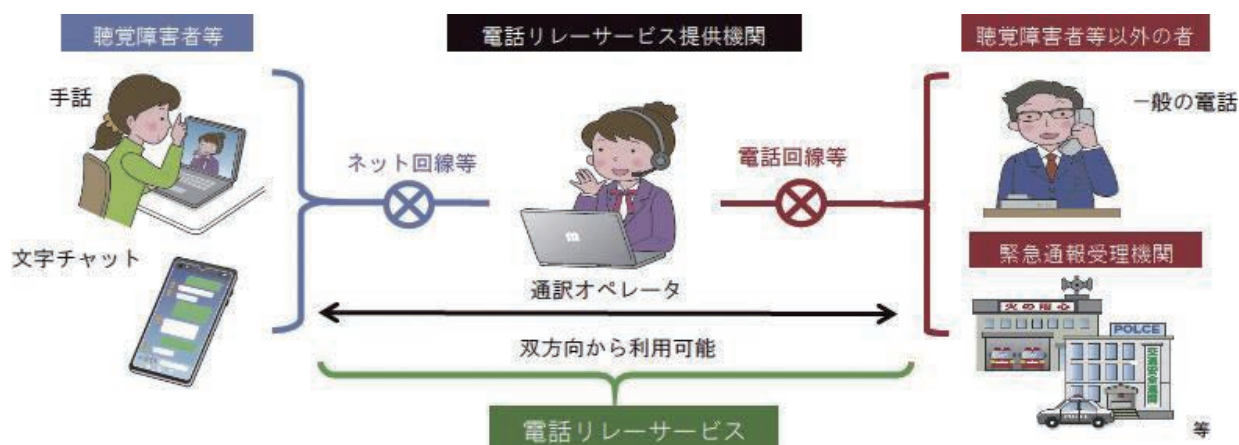
また、聴覚や発話に障害のある人とそれ以外の人をオペレータが「手話」や「文字」と「音声」とを通訳することにより、電話で双方向につながり電話リレーサービスについては、2020年12月に施行された「電話リレー法」に基づき、総務大臣より電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとして提供されている。そのサービスの一環として、2025年1月23日からは、難聴や中途失聴など自身の声で電話をしたものの、通話相手の声が聞こえにくい方なども利用可能な、文字表示電話サービス「ヨメテル」が提供開始された。さらに、2025年4月からは、ウェブサイト上のリンクをクリックするだけで電話リレーサービスを通じて法人の問合せ電話番号につながり、手話で当該法人に問い合わせることができるサービス「手話リンク」が提供開始された。

総務省は2025年度に電話リレーサービスのこれまでの提供状況を総括し、より適正・確実なサービス提供等を実現するため、「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」を開催し、同検討会において報告書を取りまとめ、公表した。同報告書では、電話リレーサービス提供業務はこれまで4年超に渡りおおむね適正・確実に実施されており、当該業務を支える財政基盤としての交付金・負担金制度もおおむね順調に運用されてきたと一定の評価がされた一方、利用登録数の増加、法人利用の拡大、受話側の認知度の向上などの利用者確保や利用円滑化に向けた周知広報、料金メニューの選択肢の拡大、通訳オペレータの技能の高度化等の課題への指摘や、負担金の平準化や緊急・災害時の対応など、安定的・継続的なサービス提供に向けた工夫の余地もあることから、それらの課題等への対応の方向性が示された。総務省では、同報告書で示された提言を踏

まえ、電話リレーサービス提供機関等の関係機関と連携し、必要な対応に取り組んでいくこととしている。

金融庁では、銀行・保険会社等に対し、電話リレーサービスの導入状況に関する項目を含む「障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査」を実施している。アンケートを通じ、電話リレーサービスの対応状況等、各金融機関における取組状況を把握している。また、障害のある人に対する利便性向上について、銀行・保険会社等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促している。

■ 図表5-12 電話リレーサービスの仕組み



資料：総務省

(2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格として「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103)」が制定された。2010年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項の規格として「高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング (JIS S0042)」が制定されている。

■ 図表5-13 コミュニケーション支援用絵記号の例



注：コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）には参考として約300の絵記号の例を収載しており、これらは公益財団法人共用品推進機構のホームページから無償でダウンロードすることができる。

TOPICS (トピックス) (9)

総務省

「手話リンク」の提供開始

2025年4月より、法人向けのサービスとして「手話リンク」の提供を開始した。法人の公式サイトに専用の問合せボタンを設置することで、きこえない人からの問合せを、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介し、音声電話で受けることができる。問合せをされるきこえない人の電話リレーサービスの登録手続は不要である。例えば、きこえない住民等が地方公共団体に問合せを行う場合、カメラを搭載したパソコンやスマートフォンなどでホームページ上の「手話で電話する」ボタンをクリックすれば、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介して、音声電話の窓口で直接問い合わせることができる。総務省を始めとする国の機関、地方公共団体で導入が進んでいる。



資料：総務省

法人の利用登録には手話リンク専用申込書の提出が必要となり、登録完了後はWebサイトに埋め込むコードを発行して、法人の担当アドレス宛にメールで通知する。

利用料金については、法人問合せ窓口電話番号が一般電話であれば、電話リレーサービスの通話料金が発生し、法人問合せ窓口電話番号がフリーダイヤル（0120等）であれば、着信側が料金を負担するため電話リレーサービスの通話料金はかからない。